

令和7年度山梨県労働委員会における労働相談等の概況について

－労働相談件数は過去最高、引き続き多様な雇用形態からの相談が多数－

令和7年度における山梨県労働委員会(会長 堀内寿人)の労働相談(出張、電話及び来庁)及び労使紛争のあっせんの概況について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

山梨県労働委員会では、労働委員会制度のさらなる認知度向上を図るとともに、職場におけるトラブルなど労働に関する問題の解決に向け、引き続き取り組んでまいります。

1 労働相談の概況について

- (1) 令和7年度における山梨県労働委員会の労働相談件数は286件であり、令和6年度の243件と比較して、17.7%増加した。

労働相談を開始した平成22年度以降最高の件数を記録した。(以前の最高は令和5年度の259件)

- (2) 相談者の雇用形態では、正社員以外(短時間・派遣・有期雇用労働者等)が143件(全体の50.0%)と最も多くなっている。

相談内容別では、多い順に、「職場の人間関係」90件(全体の25.8%)、「賃金」43件(全体の12.3%)、「労働時間、休日・休暇」40件(全体の11.5%)、「退職、退職金」30件(全体の8.6%)、「解雇、退職勧奨」29件(全体の8.3%)となっている。

- (3) 主な相談事例は、次のとおり。

- ① 「職場の人間関係」では、労働者から、上司または同僚等によるパワーハラスメント行為やいじめ・嫌がらせ行為などについての相談が寄せられた。
- ② 「賃金」では、労働者から、賃金未払い、時間外労働未払い、休業手当未払いなどについての相談が寄せられた。
- ③ 「労働時間、休日・休暇」では、労働者から、年次有給休暇、休憩時間、各種休暇などについての相談が寄せられた。

2 労使紛争のあっせん申請について

令和7年度にあった労使紛争に係るあっせん申請は4件であり、内容については次のとおり。

	業種	あっせん事項	申請日	調整回数	終結区分
1	生活関連サービス業	① 賃金支払い ② 年次有給休暇の買い取り ③ 口外禁止 ④ 清算条項	R7.7.3	1	解決
2	教育、学習支援業	① 担当者の見直し及び謝罪と補償 ② 調査のやり直し ③ ハラスメント加害者への懲罰及び謝罪 ④ 損害の回復及び補償に関する交渉の開始	R7.7.11	1	打切
3	医療、福祉	2人目緊急呼出待機料(セカンドコール)未払い分の支払い	R7.10.22	2	打切
4	その他	① 退職強要をやめること ② 配置転換時の配慮内容及び理由等の説明 ③ 内示の定義及び内示方法に関する説明	R8.2.9	—	取下

【参考】

○労働相談件数、労使紛争のあっせん申請実績等

(1)労働相談件数の推移

ア 年間総件数

年度	R7	R6	対前年比	
			増減数	増減率
件数	286	243	43	17.7%

イ 雇用形態別の推移

雇用形態	年度	R7	R6	対前年比	
				増減数	増減率
正社員		127	99	28	28.3%
正社員以外		143	134	9	6.7%
使用者		16	10	6	60.0%
計		286	243		

(2) 主な相談内容別の推移(1回の相談で相談事項が複数にわたる場合があるため、相談件数とは一致しない)

内容別	年度	R7	R6	対前年比	
				増減数	増減率
職場の人間関係		90	81	9	11.1%
賃金		43	26	17	65.4%
労働時間、休日・休暇		40	42	△2	△4.8%
退職、退職金		30	30	0	0.0%
解雇、退職勧奨		29	34	△5	△14.7%
その他		117	72	45	62.5%
計		349	285		

(3) 主な相談事例

○労働者

内容別	主な相談事例
職場の人間関係	上司・同僚等からのパワハラ・いじめ・嫌がらせ、相談窓口について
賃金	賃金未払い、時間外労働未払い、休業手当未払い、賞与について
労働時間、休日・休暇	年次有給休暇、休憩時間がとれない、各種休暇、勤務日数を減らされたことについて
退職、退職金	退職させてもらえない、退職したい、退職手続、退職の撤回について
解雇、退職勧奨	解雇、雇い止め、退職勧奨への対応、退職強要について

○使用者

内容別	主な相談事例
労働時間、休日・休暇	アルバイトの休みの際に、代わりに出勤できる人の確保を求めることの違法性について
解雇、退職勧奨	社員が不祥事を起こした場合の懲戒解雇が法令違反とならないための要件等について

(4) 労使紛争のあっせん申請実績

年度	R7	R6
新規件数	4	2

(5) 委員による労働相談会の開催

山梨県立図書館、富士吉田市民会館、山梨県庁内

○山梨県労働委員会の概要

- 労働委員会は、公益・労働者・使用者の各立場を代表する 15 名の委員で構成された、県の専門的な行政機関です。労働者と使用者の間に生じるトラブルの解決を目的としています。
- パワハラ、勤務条件の引き下げ、安易な雇用調整（解雇、雇止め、派遣切り）など、労働に関するさまざまな悩みや疑問に対し、解決のための情報提供や対応方法のアドバイス、関係機関の紹介などを行っています。
- また、相談者が話し合いによる解決を希望する場合には、労使紛争の「あっせん」を実施しています。あっせんでは、公益・労働者・使用者の各立場を代表する委員から 1 名ずつ選ばれた 3 名のあっせん員が、中立的な立場で労使の自主的な解決を支援します。